

特定化学物質障害予防規則(昭和47年9月30日労働省令第39号)最終改正:平成26年11月28日厚生労働省令第131号

特定第一類物質	特別有機溶剤	特別有機溶剤	オーラミン等	管理第二類物質	別表第三 特定化学物質等(第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)
					一 第一類物質
					1 ジクロルベンジジン及びその塩
					2 アルファーナフチルアミン及びその塩
					3 塩素化ビフェニル(別名PCB)
					4 オルトトリジン及びその塩
					5 ジアニシジン及びその塩
					6 ベリリウム及びその化合物
					7 ベンゾトリクロリド
					8 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限
					二 第二類物質
					1 アクリルアミド
					2 アクリロニトリル
					3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限
					3の2 インジウム化合物
					3の3 エチルベンゼン
					4 エチレンイミン
					5 エチレンオキシド
					6 塩化ビニル
					7 塩素
					8 オーラミン
					9 オルトフタロジニトリル
					10 カドミウム及びその化合物
					11 クロム酸及びその塩
					11の2 クロロホルム
					12 クロロメチルメチルエーテル
					13 五酸化バナジウム
					13の2 コバルト及びその無機化合物
					14 コールタール
					15 酸化プロピレン
					16 シアン化カリウム
					17 シアン化水素
					18 シアン化ナトリウム
					18の2 四塩化炭素
					18の3 一・四ジオキサン
					18の4 一・二ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)
					19 三・三'ジクロロ一四・四'ジアミノジフェニルメタン
					19の2 一・二ジクロロプロパン
					19の3 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
					19の4 ジメチル一・二ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
					19の5 一・一ジメチルヒドラジン
					20 臭化メチル
					21 重クロム酸及びその塩
					22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
					22の2 スチレン
					22の3 一・一・二・二テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)
					22の4 テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)
					22の5 トリクロロエチレン
					23 トリレンジイソシアネート
					23の2 ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
					24 ニッケルカルボニル
					25 ニトログリコール
					26 パラジメチルアミノアゾベンゼン
					27 パラニトロクロロベンゼン

					27の2 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
					28 弗化水素
					29 ベータープロピオラクトン
					30 ベンゼン
					31 ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩
					31の2 ホルムアルデヒド
					32 マゼンタ
					33 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
					33の2 メチルイソブチルケトン
					34 沃化メチル
					35 硫化水素
					36 硫酸ジメチル
					37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
					三 第三類物質
					1 アンモニア
					2 一酸化炭素
					3 塩化水素
					4 硝酸
					5 二酸化硫黄
					6 フェノール
					7 ホスゲン
					8 硫酸
					9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの